

## 女性活躍推進法に基づく情報公表

女性活躍推進法に基づき、以下の情報を公表いたします。

### ■職業生活と家庭生活との両立

区分	有給休暇取得率
全労働者	89.5%
正社員(*1)	87.2%
契約社員(*2)	97.7%

- 対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日
- \*1：社外への出向者を除く。
- \*2：無期契約社員、有期契約社員（定年後再雇用、嘱託、パート・アルバイト）が該当。